

書式第20

特許 印紙

~~（ 円 ）~~~~【書類名】 特許願~~~~【整理番号】~~~~【特記事項】 平成5年改正前特許法第44条第1項の規定による特許出願~~~~（【提出日】 平成 年 月 日）~~~~【あて先】 特許庁長官 殿~~~~【原出願の表示】~~~~【出願番号】~~~~【出願日】~~~~（【国際特許分類】）~~~~【発明者】~~~~【住所又は居所】~~~~【氏名】~~~~【特許出願人】~~~~【識別番号】~~~~【住所又は居所】~~~~【氏名又は名称】 印 又は 識別ラベル~~~~（【国籍】）~~~~【代理人】~~~~【識別番号】~~~~【住所又は居所】~~~~【氏名又は名称】 印 又は 識別ラベル~~~~（【手数料の表示】）~~~~（【予納台帳番号】）~~~~（【納付金額】）~~~~【提出物件の目録】~~~~【物件名】 特許請求の範囲 1~~~~【物件名】 明細書 1~~~~【物件名】（図面 1）~~~~【物件名】 要約書 1~~~~〔備考〕~~

~~1 昭和62年改正前の特許法第38条ただし書の規定による特許出願については、「【特記事項】」の欄は、次のように記載し、「【原出願の表示】」の欄の次に「【発明の数】」の欄を設け、「特許請求の範囲」に記載した発明の数を記載する。~~

~~【特記事項】平成5年改正前特許法第44条第1項の規定による特許出願
昭和62年改正前特許法第38条ただし書の規定による特許出願
2 その他は、特許法施行規則様式第27の備考と同様とする。~~

~~(改訂平成23・11)~~

書式第2-1

特許 印紙

~~（ 円 ）~~~~【書類名】 特許願~~~~【整理番号】~~~~【特記事項】 平成5年改正前特許法第46条第1項の規定による特許出願~~~~（【提出日】 平成 年 月 日）~~~~【あて先】 特許庁長官 殿~~~~【原出願の表示】~~~~【出願番号】~~~~【出願日】~~~~（【国際特許分類】）~~~~【発明者】~~~~【住所又は居所】~~~~【氏名】~~~~【特許出願人】~~~~【識別番号】~~~~【住所又は居所】~~~~【氏名又は名称】 印 又は 識別ラベル~~~~（【国籍】）~~~~【代理人】~~~~【識別番号】~~~~【住所又は居所】~~~~【氏名又は名称】 印 又は 識別ラベル~~~~（【手数料の表示】）~~~~（【予納台帳番号】）~~~~（【納付金額】）~~~~【提出物件の目録】~~~~【物件名】 特許請求の範囲 1~~~~【物件名】 明細書 1~~~~【物件名】（図面 1）~~~~【物件名】 要約書 1~~~~〔備考〕~~

~~1 昭和62年改正前の特許法第38条ただし書の規定による特許出願については、「【特記事項】」の欄は、次のように記載し、「【原出願の表示】」の欄の次に「【発明の数】」の欄を設け、「特許請求の範囲」に記載した発明の数を記載する。~~

~~【特記事項】平成5年改正前特許法第46条第1項の規定による特許出願
昭和62年改正前特許法第38条ただし書の規定による特許出願
2 その他は、特許法施行規則様式第28の備考と同様とする。~~

~~(改訂平成23・11)~~

書式第2-2

特許 印紙

~~（ 円 ）~~~~【書類名】 特許願~~~~【整理番号】~~~~【特記事項】 昭和60年改正前特許法第53条第4項に規定する特許出願
昭和62年改正前特許法第38条ただし書の規定による特許出願~~~~（ 【提出日】 平成 年 月 日 ）~~~~【あて先】 特許庁長官 殿~~~~【原出願の表示】~~~~【出願番号】~~~~【出願日】~~~~【発明の数】~~~~（ 【国際特許分類】 ）~~~~【発明者】~~~~【住所又は居所】~~~~【氏名】~~~~【特許出願人】~~~~【識別番号】~~~~【住所又は居所】~~~~【氏名又は名称】~~ (印) ~~又は 識別ラベル~~~~（ 【国籍】 ）~~~~【代理人】~~~~【識別番号】~~~~【住所又は居所】~~~~【氏名又は名称】~~ (印) ~~又は 識別ラベル~~~~（ 【手数料の表示】 ）~~~~（ 【予納台帳番号】 ）~~~~（ 【納付金額】 ）~~~~【提出物件の目録】~~~~【物件名】 特許請求の範囲 1~~~~【物件名】 明細書 1~~~~【物件名】 （図面 1）~~~~【物件名】 要約書 1~~~~【備考】~~~~1 「【発明の数】」の欄には、「特許請求の範囲」に記載した発明の数を記載する。~~

- ~~2 昭和60年改正前特許法第53条第4項に規定する特許出願をする場合の【原出願の表示】の【出願番号】の欄には、もとの特許出願の番号を記載し、【出願日】の欄には、却下された補正についての手続補正書の提出の年月日を記載する。~~
- ~~3 その他は、特許法施行規則様式第26の備考と同様とする。~~

~~(改訂平成23・11)~~

書式第2-3

特許 印紙

~~（ 円 ）~~~~【書類名】 手続補正書~~~~（【提出日】 平成 年 月 日）~~~~【あて先】 特許庁長官 殿~~~~（特許庁審判長 殿）~~~~（特許庁審査官 殿）~~~~【事件の表示】~~~~【出願番号】~~~~【補正をする者】~~~~【識別番号】~~~~【住所又は居所】~~~~【氏名又は名称】~~

印 又は 識別ラベル

~~【代理人】~~~~【識別番号】~~~~【住所又は居所】~~~~【氏名又は名称】~~

印 又は 識別ラベル

~~【発送番号】~~~~【補正により増加する発明の数】~~~~【手続補正1】~~~~【補正対象書類名】~~~~【補正対象項目名】~~~~【補正方法】~~~~【補正の内容】~~~~【手数料補正】~~~~【補正対象書類名】~~~~（【予納台帳番号】）~~~~【納付金額】~~~~（【手数料の表示】）~~~~（【予納台帳番号】）~~~~（【納付金額】）~~

~~〔備考〕~~

~~特許法施行規則様式第 1-3 の備考と同様とする。この場合において、備考 1-2 中「請求項の数を増加」とあるのは「特許請求の範囲に記載した発明の数を増加」と、「増加する請求項の数」とあるのは、「増加する発明の数」と「1 請求項」とあるのは「1 発明」と読み替えるものとする。~~

~~（改訂平成 2-3・11）~~

書式第2-4

特許 印紙

~~（ 円 ）~~~~【書類名】 出願審査請求書~~~~（【提出日】 平成 年 月 日）~~~~【あて先】 特許庁長官 殿~~~~【出願の表示】~~~~【出願番号】~~~~【発明の数】~~~~【請求人】~~~~【識別番号】~~~~【住所又は居所】~~~~【氏名又は名称】 (印) 又は 識別ラベル~~~~（【国籍】）~~~~【代理人】~~~~【識別番号】~~~~【住所又は居所】~~~~【氏名又は名称】 (印) 又は 識別ラベル~~~~（【手数料の表示】）~~~~（【予納台帳番号】）~~~~（【納付金額】）~~~~【提出物件の目録】~~~~〔備考〕~~~~1 「【発明の数】」の欄には、「特許請求の範囲」に記載した発明の数を記載する。~~~~2 その他は、特許法施行規則様式第4-4の備考と同様とする。~~~~（改訂平成23・11）~~

~~書式第6-0~~

~~【書類名】 特許料納付書~~
~~(【提出日】 平成 年 月 日)~~
~~【あて先】 特許庁長官 殿~~
~~【出願番号】~~
~~【発明の数】~~
~~【特許出願人】~~
~~【氏名又は名称】~~
~~【納付者】~~
~~【識別番号】~~
~~【住所又は居所】~~
~~【氏名又は名称】~~
~~【納付年分】 第1年分から第 年分~~
~~(【特許料の表示】)~~
~~(【予納台帳番号】)~~
~~(【納付金額】)~~
~~〔備考〕~~

- ~~1 予納した見込額からの納付の申出を行うときは、「【納付者】」の欄に印を押すか又は識別ラベルをはり、「(【特許料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」には予納台帳の番号を、「(【納付金額】)」には見込額から納付に充てる特許料の額(「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。)を記載する。~~
- ~~2 特許印紙又は現金(納付書を用いた場合に限り)により特許料を納付するときは、「(【特許料の表示】)」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。また、特例法施行規則第41条の9に規定する納付情報により特許料を納付したときは、「(【特許料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「(【納付金額】)」の欄は設けるには及ばない。~~
- ~~3 その他は、特許法施行規則様式第6-9の備考と同様とする。~~

~~(改訂平成23・11)~~

~~書式第6-1~~

~~【書類名】 特許料納付書~~
~~(【提出日】 平成 年 月 日)~~
~~【あて先】 特許庁長官 殿~~
~~【特許番号】~~
~~【発明の数】~~
~~【特許権者】~~
~~【氏名又は名称】~~
~~【納付者】~~
~~【識別番号】~~
~~【住所又は居所】~~
~~【氏名又は名称】~~
~~【納付年分】 第 年分~~
~~(【特許料の表示】)~~
~~(【予納台帳番号】)~~
~~(【納付金額】)~~
~~〔備考〕~~

- ~~1 予納した見込額からの納付の申出を行うときは、「【納付者】」の欄に印を押すか又は識別ラベルをはり、「(【特許料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」には予納台帳の番号を、「(【納付金額】)」には見込額から納付に充てる特許料の額(「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。)を記載する。~~
- ~~2 特許印紙又は現金(納付書を用いた場合に限り)により特許料を納付するときは、「(【特許料の表示】)」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。また、特例法施行規則第4-1条の9に規定する納付情報により特許料を納付したときは、「(【特許料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「(【納付金額】)」の欄は設けるには及ばない。~~
- ~~3 その他は、特許法施行規則様式第7-0の備考と同様とする。~~

~~(改訂平成23・11)~~

~~書式第6-2~~

~~【書類名】 実用新案登録料納付書~~
~~(【提出日】 平成 年 月 日)~~
~~【あて先】 特許庁長官 殿~~
~~【出願番号】~~
~~【実用新案登録出願人】~~
~~【氏名又は名称】~~
~~【納付者】~~
~~【識別番号】~~
~~【住所又は居所】~~
~~【氏名又は名称】~~
~~【納付年分】 第1年分から第 年分~~
~~(【登録料の表示】)~~
~~(【予納台帳番号】)~~
~~(【納付金額】)~~

~~〔備考〕~~

- ~~1 予納した見込額からの納付の申出を行うときは、「【納付者】」の欄に印を押すか又は識別ラベルをはり、「(【登録料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」には予納台帳の番号を、「(【納付金額】)」には見込額から納付に充てる特許料の額(「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。)を記載する。~~
- ~~2 特許印紙又は現金(納付書を用いた場合に限る)により登録料を納付するときは、「(【登録料の表示】)」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。また、特例法施行規則第41条の9に規定する納付情報により登録料を納付したときは、「(【登録料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「(【納付金額】)」の欄は設けるには及ばない。~~
- ~~3 その他は、平成5年改正前実用新案法施行規則様式第10の備考と同様とする。~~

~~(改訂平成23・11)~~

~~書式第6-3~~

~~【書類名】 実用新案登録料納付書~~
~~(【提出日】 平成 年 月 日)~~
~~【あて先】 特許庁長官 殿~~
~~【実用新案登録番号】~~
~~【実用新案権者】~~
~~【氏名又は名称】~~
~~【納付者】~~
~~【識別番号】~~
~~【住所又は居所】~~
~~【氏名又は名称】~~
~~【納付年分】 第 年分~~
~~(【登録料の表示】)~~
~~(【予納台帳番号】)~~
~~(【納付金額】)~~

~~〔備考〕~~

- ~~1 予納した見込額からの納付の申出を行うときは、「【納付者】」の欄に印を押すか又は識別ラベルをはり、「(【登録料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」には予納台帳の番号を、「(【納付金額】)」には見込額から納付に充てる登録料の額(「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。)を記載する。~~
- ~~2 特許印紙又は現金(納付書を用いた場合に限る)により登録料を納付するときは、「(【登録料の表示】)」の欄の記載は不要とする。特許印紙は下の余白部分にはり、その上にその額を括弧をして記載する。現金納付に係る納付済証は別の用紙にはり、添付する。また、特例法施行規則第41条の9に規定する納付情報により登録料を納付したときは、「(【登録料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「(【納付金額】)」の欄は設けるには及ばない。~~
- ~~3 その他は、実用新案法施行規則様式第14の備考と同様とする。~~

~~(改訂平成23・11)~~